

豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、所有者のいない猫（以下、のら猫という。）に避妊・去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせることにより繁殖制限を行う者に対し、その経費の一部を猫避妊・去勢手術助成金（以下「助成金」という。）として交付することで、のら猫がみだりに繁殖・増加することを抑制し、もって地域社会に対する迷惑や人の身体に対する危害を防止するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる者は、豊中市内及び豊中市に隣接する自治体（尼崎市・池田市・伊丹市・大阪市・吹田市・箕面市）に所在する動物病院において、市内に生息するのら猫に繁殖制限のための手術を受けさせ、その費用を負担した市内に居住する者とする。

2 前項の手術は、生殖能力を永久に喪失させる手術とする。

(助成金の額及び助成頭数)

第3条 1頭あたりの助成金上限額は、前年度までの申込み状況を鑑みて、年度当初に決定する。

2 手術に要した費用が前項に定める助成金の額に満たないときは、その額をもって限度とする。

3 1年間の助成金交付対象頭数については、前年度までの申込み状況を鑑みて、年度当初に決定する。ただし、年度当初に決定した頭数に交付後、交付合計額が予算の上限額に満たない場合は、予算の範囲内で追加頭数に交付する場合がある。

(助成金の申込み)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめのら猫に手術を受けさせ、第2条第1項に規定する動物病院の獣医師による手術証明及び手術に要した費用の証明を受けた猫避妊・去勢手術助成金交付申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、市長が指定する期間に行わなければならない。

(助成の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付を決定したときは、その決定内容を当該申込者に対し、猫避妊・去勢手術助成金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、提出された申込書が助成の対象とならないと決定したときは、その旨を当該申込者に対し、猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた申込者（以下「決定者」という。）は、猫避妊・去勢手術助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、決定者から前条の請求書の提出があったときは、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の交付決定の取り消し等）

第8条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、決定者は当該助成金を市長に返還しなければならない。

(1) 偽りその他の不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定後、当該年度中に請求をしないとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

（免責）

第9条 市長は、第2条第2項の手術に関連して生じた事故等についてはその責めを負わないものとする。

（委託）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

猫避妊・去勢手術助成金交付申込書

年 月 日

豊中市長 あて

住 所	〒 -
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

下記のとおり、のら猫の避妊・去勢手術を完了しましたので、豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、助成金の交付を申し込みます。

記

＜申請内容＞※太枠内申請者記入。同日・同病院で手術した猫については、1 枚の申込書で申込可。

No.	のら猫の性別	のら猫とする根拠	手術に 要した費用 ※獣医師記入	自治体 使用欄
1	☐ オス ☐ メス	☐ 首輪をつけていない。 ☐ 屋外で生活している。 ☐ その他 ()	円	
	保護した場所：	豊中市 (丁目)		
2	☐ オス ☐ メス	☐ 首輪をつけていない。 ☐ 屋外で生活している。 ☐ その他 ()	円	
	保護した場所：	豊中市 (丁目)		
3	☐ オス ☐ メス	☐ 首輪をつけていない。 ☐ 屋外で生活している。 ☐ その他 ()	円	
	保護した場所：	豊中市 (丁目)		
4	☐ オス ☐ メス	☐ 首輪をつけていない。 ☐ 屋外で生活している。 ☐ その他 ()	円	
	保護した場所：	豊中市 (丁目)		
5	☐ オス ☐ メス	☐ 首輪をつけていない。 ☐ 屋外で生活している。 ☐ その他 ()	円	
	保護した場所：	豊中市 (丁目)		

【獣医師証明欄】※手術に要した費用については上部申請内容右側の枠にそれぞれ記入。

上記ののら猫の避妊・去勢手術について、以下の手術日に実施したことを証明します。

手術日	年 月 日	合計金額	円
動物病院所在地			
動物病院名			
獣医師名 (自署の場合は押印省略可)			
電話			
印			

(様式第 2 号)

第 号

猫避妊・去勢手術助成金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

先日申し込みのありました豊中市猫避妊・去勢手術助成金について、審査の結果、下記のとおり交付決定しましたので、豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

なお助成金の振込みは、令和 年 月末の予定です。

記

助成金の額 金 円

(様式第 3 号)

第 号

猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

先日申し込みのありました豊中市猫避妊・去勢手術助成金について、審査の結果、豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由

(様式第 4 号)

豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付請求書

年 月 日

豊中市長 宛

住 所	
フリガナ	
氏 名 (自筆)	
電話番号	

年 月 日付け第 号で交付決定された助成金について下記のとおり請求します。
なお、助成金は下記口座に振込みを依頼します。

記

請求額 金	円
-------	---

<振込先金融機関名>

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫
支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
フ リ ガ ナ	